

# 生活幹線道路の整備改良は地域発展と快適な生活を営む上で極めて重要

川西明徳 議員

## 町長 高尾線は早期に着手できるよう内部協議を進める



実質公債費比率と生活幹線道路の整備改良について、町村合併後、公債費比率と起債制限比率が重要な指標として扱われた。

実質公債費比率は、25年度は17・3%で地方債発行に許可を必要としたが、いよいよ未満を達成したが、それを持つ豊かな町とはいえない。

暮らしを大事にしての執行になっていたかが重要だ。

例えば、町道においては、現代の交通事情に対応できない道路が残されており、優先して改良されねばならない。高尾線は、そもそも他の町道に比し、早い時期に改良工事がなさ

れたが、何十年も経つている。今は取り残され、命を守るよう求める。域住民は不均衡を感じてこの緊急性の高い一級町道高尾線の重点的改良整備を求める。

平成19年度は25・1%だった公債費比率は、財政健全化のため積極的な線上償還を行い、26年は5億2千万円償還する。投資事業は、中期財政計画を担当課と協議しながら実質公債費比率に留意して進める。

「国保の県単位化」に反対し、国保の再建と整備を求める。町はどのように具体化するのか。

ある。回復は実感できない。アベノミクスは一定の成果が出ているが景気回復は実感できない。集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律では、自治体が「小規模企業の振興に関する責務を負う」と明記されている。町はどのように具体化するのか。

具体的で即効性のある支援が今ほど必要な時ではないと考える。

答 町は小規模企業の意見を具体化し、支援を手厚くしてきた。小規模企

業支援は経済活性化・雇用の維持に重要であり、

国に対して国保の広域化推進を止めさせ、国保の総収入に占める国庫支

出金の割合は50%に戻すよう求めるべきだ。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負う」と明記されている。

町はどのように具体化するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。

ある。回復は実感できない。

集団的自衛権行使容認は冷静に譲り受けられる必要

がある。

問 「小規模企業振興基

本法」が成立した。法律

では、自治体が「小規模

企業の振興に関する責務を負

う」と明記されている。

町はどのように具体化

するのか。